

# 北海道運輸局の施策実施状況、及び施策

## 【資料1】

今後取り組むべき課題		施策(25年度)	施策実施状況(25年度)	施策(26年度)
1 安全マネジメント	(1)運輸安全マネジメントの更なる浸透 <b>(1)(2)を統合し (1)「運輸安全マネジメントの更なる浸透」に変更</b>	・北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、計画的な評価を着実に推進する。 ・貸切バスの対象事業者拡大に伴い効率性・実効性のある評価を実施するため、事業規模や業務形態に応じたマニュアル(パターン化)や「安全管理確認シート」を活用した実施方法の検討を行う。 ・貸切バスの対象事業者拡大に伴い、対象者に対して、制度の説明を行う。	・安全マネジメント評価 平成23年度 19社実施 平成24年度 16社実施 平成25年度 10社実施	(自動車交通部監査室) ・北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、計画的な評価を着実に推進する。 ・新たに義務付けられた貸切バス事業者に対して、評価を実施する。
	(2)NASVAの活用	・運行管理者の各種講習等で、第三者機関による安全マネジメント評価の実施について継続して説明を行うとともに、第三者機関が実施する安全マネジメント評価事業の利用促進策の検討を行う。	・運行管理者の各種講習等で、第三者機関による安全マネジメント評価の実施について説明を行った。	
	(6)下請事業者と一体となった安全管理体制の構築	・安全マネジメント2回目評価実施にあたり、下請け事業者に対する輸送の安全に係る取組み状況等を引き続き評価方針に加え、適正な評価・助言の継続的实施を図る。	・対象事業者の有無(2回目以上評価事業者数) 平成23年度 4社 平成24年度 2社 平成25年度 3社	(自動車交通部監査室) <b>本省施策完了のため(1)に統合</b>
	(7)安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与	・監査周期延長の対象となる判断基準、運用方法について、引き続き検討を行い、具体的な運用に向けた取組みを実施する。	・対象事業者の有無(監査延長事業者数) 平成23年度 対象事業者なし 平成24年度 対象事業者なし 平成25年度 対象事業者なし	(自動車交通部監査室) ・監査周期延長の対象となる判断基準、運用方法について、引き続き検討を行い、具体的な運用に向けた取組みを実施する。(継続)
2 運行管理制度	(2)指導・監督の実施の記録及び保存の義務付け	・運行管理者の各種講習の際に、制度の内容について周知を図るとともに、監査時において当該事項に係る記録・保存状況について確認し、指導を行う。	・運行管理者の各種講習の際に、制度の内容についての周知状況。 ・監査時における当該事項に係る記録・保存状況についての確認、指導状況。 25年度：運行管理者一般講習において周知を図った。 実施結果：一般講習(管内)43回実施 受講者数：5620名	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習の際に、制度の内容について周知を図るとともに、監査時において当該事項に係る記録・保存状況について確認し、指導を行う。 (継続)
	(5)運行管理者の補助者の権限等の明確化	・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、監査時において当該事項に係る実施状況について確認し、適正な取扱いを指導する。	・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容についての周知。 ・監査時における当該事項に係る実施状況の確認、適正な取扱いの指導。	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、監査時において当該事項に係る実施状況について確認し、適正な取扱いを指導する。(継続)

今後取り組むべき課題		施策(25年度)	施策実施状況(25年度)	施策(26年度)
2・運行管理制度	(6)点呼時におけるアルコール・チェッカーの使用の実効性向上	・アルコール検知器の適正な使用を図るため、従来の「対面」と「遠隔地での携帯型使用」で行われているアルコール検査に加え「他の営業所等に備えられたアルコール検知器を使用する制度改正の周知及び適正な運用について徹底を図る。	・アルコール検知器の使用の平成23年5月1日からの義務化について、運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を行った。	(自動車技術安全部) ・H25年は酒気帯び運転が8件、今年は6件発生しており、運行前後点呼時の厳格なアルコール検査の再徹底の周知し飲酒運転の根絶を図る。 (継続)
	(9)映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化	・事業用車両の安全な運行を推進するため、国土交通省による型式指定を受けたデジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の導入を支援する補助制度の周知を行う。	・補助金申請の実績 運行管理の高度化 合計22件(トラック10件 バス0件 タクシー12件) 過労防止機器 トラック10件	(自動車技術安全部) ・事業用車両の安全な運行を推進するため、国土交通が認定したデジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の導入を支援する補助制度の周知を行う。(継続)
	(10)IT点呼に係る要件の拡大	・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を継続して行う。	・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を行った。 H26年7月現在 41社 175営業所でIT点呼実施中	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を継続して行う。(継続)
	・危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底(新規)			(自動車技術安全部) ・事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底を図る。 (新規)
3・事故情報の活用充実	(1)業界全体での事故情報の共有	・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、メールマガジン「事業用自動車安全通信」に関する情報発信等を継続的に行う。 ・運送事業者等が把握している冬期の道路要注意箇所にかかる情報の共有化を図る。 ・事故防止通達を発出し注意喚起を図る。	・運行管理者の各種講習等の機会において、メールマガジン「事業用自動車安全通信」の利用促進、及び事故防止のための事故情報の発信を行った。 ・バスやトラックなどの事業者が把握している冬期の道路要注意箇所に係る情報を取りまとめ、事業者にフィードバックし、情報の共有化を図った。 ・事故防止通達(行楽シーズン、冬期、観光客に対する事故防止など)を発出し事故防止の注意喚起を行った。	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、メールマガジン「事業用自動車安全通信」に関する情報発信等を継続的に行う。(継続) ・事故防止通達(行楽シーズン、冬期等)を発出し注意喚起を図る。(継続)
	(2)事故速報の報告範囲及び報告時期の見直し	・運行管理者の各種講習等において、事故速報等の報告範囲の拡大、事故速報の報告時期などについて継続して指導を行う。	・運行管理者の各種講習等において、事故速報等の報告範囲の拡大、事故速報の報告時期などについて指導を行った。 また、運輸局のホームページに設けている事故報告書の様式をエクセルファイルに切り替え、入力しやすいように対応した。	(自動車技術安全部) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">本省施策完了</div>
	・事業用自動車事故調査委員会が実施する事故要因調査への協力(新規)			(自動車技術安全部) ・平成26年6月に設置された「事業用自動車事故調査委員会」が実施する社会的に影響の大きい重大事故に関する事故要因調査に協力する(新規)

今後取り組むべき課題		施策(25年度)	施策実施状況(25年度)	施策(26年度)
4・ 運転者対策の 充実・強化	(1) 運転者の健康管理に係る指針の作成	・運行管理者の各種講習等において、継続して「健康管理マニュアル」の周知、及び利用促進を図り健康起因による事故防止に努める。	・運行管理者の各種講習等において、「健康管理マニュアル」の周知、及び利用促進を図った。  ・H25年度 運行管理者等研修 7970人受講	(自動車技術安全部)  <b>本省施策完了</b>
	(2) 事故歴等の把握	・該当事項に関する監査時における確認の継続と違反事業者に対する適正な行政処分を運用することにより、制度の向上を図る。 ・指導監督における重要事項であり、今後も継続して取り組む	・監査の実施時に際して、事故歴等の確認を適確に実施の上、違反事業者に対し行政処分基準に基づき処分を実施。	自動車交通部監査室 ・該当事項に関する監査時における確認の継続と違反事業者に対する適正な行政処分を運用することにより、制度の向上を図る。 ・指導監督における重要事項であり、今後も継続して取り組む。(継続)
	(3) 運転者の過労運転防止	・事業者への法令遵守、及び過労運転防止等について継続して指導を行う。	・「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の取組みの1項目である過労運転防止のための交替運転者の配置基準が平成25年8月から適用されたことから、施行前に事業者等への説明会を行い制度の周知徹底を図った。 ・長距離の高速乗合バスに対し過労運転防止のための点検を実施した。 ・運転者の過労防止に寄与する機器購入費の一部を助成する制度について機会を捉え周知を行った。 補助金申請の実績 トラック 10件	(自動車技術安全部) ・事業者への法令遵守、及び過労運転防止等について継続して監査等を通じて指導を行う。 また、長距離の高速乗合バスに対し過労運転防止のための街頭点検を実施する。(継続) ・運転者の過労防止に寄与する機器購入費の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し機器の普及促進を図る。(継続)
	・冬道における事故防止(新規)			(自動車技術安全部) ・冬期間における事故発生件数は夏期の1.7倍程度に増加します。減少傾向にはありますが、絶対数の減少が急務のため、特に交差点及びその付近で発生する事故は総件数の半数以上を占めており、スピードダウン及び安全確認の徹底を各種研修会等あらゆる機会ををを通じて浸透・徹底を図る。(新規)
・運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底(新規)			(自動車技術安全部) ・本年4月に改正された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」について各種研修会等を通じて浸透・徹底を図る。(新規)	

今後取り組むべき課題	施策(25年度)	施策実施状況(25年度)	施策(26年度)	
5. 荷主等の発注者への対策	・荷主団体に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行う。	・荷主団体に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行った。 協力要請898件	(自動車交通部貨物) ・荷主団体に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行う。(継続)	
6・事後チェック機能の充実・強化	(2)効率的な監査の実施 ・通達に基づく、適正な監査の運用について継続的な実施を推進する。 ・監査の実施に際し、各種情報を基に優先度の高い案件から監査を実施する。	・監査の実施に際して同通達の例示により重点事項を定め、確実な検査を実施。 ・関越道でのツアーバスの事故を受けて、貸切バス事業者に対する特別重点監査を実施。(平成24年5月以降 貸切バスに対して67者実施(H24年度45者、H25年度22者)  ・監査等の件数(平成25年度) 1331件 (乗合59件 貸切128件 乗用454件 貨物690件) ・行政処分等の実績(平成25年度) 208件 (乗合7件 貸切40件 乗用20件 貨物141件)	(自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、効率的・効果的な監査を実施する。 ・インバウンド等が年々増加していることから、貸切バス事業者に対し、空港等において街頭監査を実施する。 ・監査の実施に際し、全てのモードにおいて、重大かつ悪質な疑いのある事業者へ集中的な監査を実施する。(継続)	
	(4)監査における関係省庁間の連携	・国土交通本省における施策の進捗状況を注視し、施策に対応した監査方針検討等の関係機関との具体的な取組みに係る検討作業を実施する。	(自動車交通部監査室) ・国土交通本省における施策の進捗状況を注視し、施策に対応した監査等実施すべく、関係機関との具体的な取組みに係る検討作業を実施する。(継続)	
	(5)行政処分対象の拡大	・改正後の行政処分基準等に基づく適正な運用を継続する。 ・酒気帯び運転等の増加傾向があり、特に点呼における実施事項について厳正に対処する。	・改正された行政処分基準等については、公示へ追記。また、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。	(自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、厳格な処分を実施する。 ・重大かつ悪質な法令違反のある事業者について厳正に対処する。
	(6)行政処分の着実な実施拡充 <b>(5)(6)を統合し(6)「行政処分の着実な実施拡充」に変更</b>	・改正後の行政処分基準等に基づく適正な運用を継続する。 ・改正された行政処分基準等については、公示へ追記。また、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知する。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。	・あらゆる機会を捉えて周知徹底を実施。 ・優先的に監査を実施し厳格な行政処分を実施 ・対象事案発生時において、優先的かつ迅速な監査を実施するとともに、厳格な行政処分を実施。	(自動車交通部監査室) ・改正された行政処分基準等については、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知する。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。(継続)

今後取り組むべき課題		施策(25年度)	施策実施状況(25年度)	施策(26年度)
6・事後チェック機能の充実・強化	(7) 処分逃れの防止	・改正内容に基づき行政処分等を実施。 ・行政処分の根幹を揺るがすものであり、厳正に対処する。	・改正された行政処分基準等については、公示へ追記。また、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知。 ・対象事案であるか否かについて、適時適切な判断を行える体制の整備並びに情報の収集及び共有に係る手法を継続的に実施。	(自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、厳格な処分を実施する。 ・行政処分の根幹を揺るがすものであり、厳正に対処する。(継続)
	(8) 貨物事業許可基準(5両)未満の車両数の事業者に対して、優先的、集中的に監査を実施	・継続して規則等の周知徹底を図り、法令遵守の指導を行う。	・義務付け対象事業者に対し規則改正、及び平成26年4月30日までの運行管理者選任義務付けであることの周知を行った。	(自動車交通部監査室) ・運行管理者が選任できない事業者への対応のため運行管理者の選任計画書を提出することにより、平成27年4月末日まで運行管理者の選任が猶予されることとなった。これに伴い未選任事業者の管理を的確に行う。(継続)
	(9) 安全確保に関する業務について実績及び公表の方針をホームページで公表	・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行う。	・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行った。	(自動車交通部監査室) ・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行う。(継続)
7・車両の安全対策	(2) 衝突被害軽減ブレーキの普及促進	・大型車等の衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した費用の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。 ・居眠り等のドライバーの状態検知技術を利用したドライバーへの警報支援装置(ふらつき警報装置)等の補助制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。	・25年度：補助件数：198件 (トラック186件 バス12件)  装置別①衝突被害軽減ブレーキ：187台 ②ふらつき注意喚起装置：46台 ③車線逸脱警報装置：0台 ④車線維持支援制御装置：0台 ⑤車両横滑り時制動力駆動力制御装置：18台  周知状況：国交省HP、各支局にチラシ配布、北ト協説明会実施	(自動車技術安全部) ・大型車等の衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した費用の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。 ・居眠り等のドライバーの状態検知技術を利用したドライバーへの警報支援装置(ふらつき警報装置)等の補助制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。(継続)
	(3) 新たな予防安全技術の普及促進			
	(4) スピードリミッターの不正改造の防止	・(一社)日本路線トラック連盟等からの通報車両に対し、当該事業者への事実確認及び事実である場合には、不正改造防止についての指導を継続して実施する。	・(一社)日本路線トラック連盟等からの通報車両に対し、当該事業者への事実確認及び事実である場合には、不正改造防止についての指導を継続して実施した。	(自動車技術安全部)  <b>本省施策完了</b>
(5) バス乗務員異常時検知システム評価検討会	・同システム導入にあたって、当局において対応ができるものがあれば措置していく。	・バスに取り付けられた異常時検知システムから得られたデータが、健康起因事故や居眠り運転防止対策として有効なものか検証の取りまとめを行った。(平成24年11月)	(自動車技術安全部)  <b>本省施策完了</b>	

今後取り組むべき課題		施策(25年度)	施策実施状況(25年度)	施策(26年度)
8 ・ 整備 の 充実 ・ 強化	(1)車輪脱落事故等の再発防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行った。</li> </ul>	(自動車技術安全部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行う。(継続)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図った。</li> </ul> <p>*25年度：自動車検査員研修、整備主任者研修(法令)及び整備管理者研修において周知実施結果</p> <p>①自動車検査員研修(管内) 50回 5550名            ②整備主任者研修(管内) 57回 5682名            ③整備管理者研修(管内)</p> <p>選任前研修 28回 1150名            選任後研修 30回 2817名</p>	(自動車技術安全部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図る。(継続)</li> </ul>
	(2)整備管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行う。</li> <li>・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行った。</li> <li>・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討を行っている。</li> </ul>	(自動車技術安全部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行う。</li> <li>・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討する。(継続)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正後の行政処分基準等に基づく適正な運用を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査の実施に際して同通達の例示により重点事項を定め、確実な監査を実施。</li> <li>・監査等の件数(平成25年度) 1331件 (乗合59件 貸切128件 乗用454件 貨物690件)</li> </ul>	(自動車交通部監査室) <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正監査方針、処分基準に基づき、効率的・効果的な監査を実施する。(継続)</li> </ul>	

今後取り組むべき課題	施策(25年度)	施策実施状況(25年度)	施策(26年度)
9.利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備	・安全面や環境面に優れた事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、利用者側の社会的責任に訴えかけることにより安全・安心かつ環境に配慮したサービスの提供を拡大させることにより、これら事業者の積極的活用の呼びかけの実施。	・平成25年11月、全道179市町村や各教育委員会、経済団体、旅行業界など2,550団体に対し、安全面や環境面に優れた事業者等の認定・認証制度について周知するとともに、優良事業者の積極的活用を呼びかけを行った。	(自動車交通部旅一) ・安全面や環境面に優れた事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、利用者側の社会的責任に訴えかけることにより安全・安心かつ環境に配慮したサービスの提供を拡大させることにより、これら事業者の積極的活用の呼びかけの実施。(継続)
(1)タクシー事業	・グリーン経営認証・優良個人タクシー事業者認定制度、北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進。	・グリーン経営認証・優良個人タクシー事業者認定制度、北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進を図った。	(自動車交通部旅二) ・グリーン経営認証・優良個人タクシー事業者認定制度、北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進。(継続)
(2)貸切バス事業	・グリーン経営認証・貸切バス事業者安全性認定制度の周知・利用の促進。安全性評価を取得した事業者に限って、営業区域を「運輸支局」単位から「北海道全域」にできるように措置する。 ・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」(平成24年6月29日)のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図る。	・安全性評価を取得した事業者に限って、営業区域を「運輸支局」単位から「北海道全域」にできるように措置した。 ・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」(平成24年6月29日)のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図った。	(自動車交通部旅一) ・グリーン経営認証・貸切バス事業者安全性認定制度の周知・利用の促進。(継続) ・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」(平成24年6月29日)のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図る。(継続)
(3)トラック事業	・グリーン経営認証・貨物自動車運送事業安全性評価事業(通称 Gマーク) ・安全・環境先導車事業の周知・利用の促進。 ・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止をCO2排出量の削減による環境保全の推進を図る。	・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止をCO2排出量の削減による環境保全の推進を図った。(平成25年度は、37事業・104名を指定。)  ・平成26年3月19日、28日に貨物課及び北海道適正化事業実施本部が連携し、北海道商工会議所・北海道経済連合会・北海道商工会連合会・北海道建設業協会・北海道環境生活部・北海道開発局建設部を訪問し、Gマーク事業の周知・利用促進及びポスターの掲示依頼を行った。	(自動車交通部貨物) ・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止をCO2排出量の削減による環境保全の推進を図る。(継続)  ・貨物課及び北海道適正化事業実施本部が連携し、荷主団体等に対し、Gマーク事業の周知・利用促進を行う。(継続)  ・Gマーク優良事業者へのインセンティブ拡充の取組として、Gマーク事業者の表彰制度を創設し、今年度は支局長表彰を行う。(新規)